

## パターン2 弾道ミサイル着弾後

### 避難実施要領

豊能町 町長

〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

#### 1 大阪府からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、××市において発生した爆発について、K国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、府を通じて爆心地周辺の××市及び隣接する〇〇市、〇〇町を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

#### 2 事態の状況、関係機関の措置

##### 2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
発生場所	××市付近
実行の主体	K国
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・××市にミサイルが落下し爆発</li><li>・NBC 弾の可能性は不明</li><li>・人的、物的被害について調査中。</li><li>・政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。</li></ul>
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。</li><li>・更なる爆発の可能性や NBC 弾が搭載されていた可能性を視野に対処する必要がある。(※NBC:核、生物剤、化学剤)</li></ul>
気象の状況	天候:晴れ 気温:18℃ 風向:北東 風速:5m/s

##### 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	弾着地に近い〇〇町〇〇地区
避難先地域と避難誘導の方針	爆心地に近い要避難地域の〇〇地区の住民120名に対して直ちに周辺地域から離れ、本日〇〇時を目途に××地区へ一時避難させる。必要に応じ本日〇〇時以降、車両等により避難受け入れ先の市町村へ移動させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続する。
避難施設	指定緊急避難場所等
避難経路	主要な避難経路は府道〇〇号線から国道〇〇号線から町道
避難手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難場所への移動は、原則として徒歩により行う。</li><li>・町内ごとの避難場所へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。</li><li>・自力避難困難者等が避難を適切に行えるよう、必要に応じ避難行動を支援する。</li></ul>
残留者の確認方法	確認者(町職員、警察官等)が避難完了時刻後に警戒区域内を防災無線、広報車、戸別訪問により確認する。 なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で5回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。確認後の住宅には、玄関上部に黄色テープで印をつける。残留者がいた場合は、避難するように求める。 開始予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 終了予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

<p>避難に当たった際の留意事項</p>	<p>1 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時は、金銭・貴重品、身分を証明できるパスポート、運転免許証、マイナンバーカード、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。</li> <li>・出火防止対策を行い、施錠等を行う。</li> <li>・隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</li> <li>・車両運行中は、道路外の安全な場所に鍵をつけたまま駐車し建物等に避難する。</li> </ul> <p>2 職員の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</li> <li>・町の誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</li> <li>・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</li> <li>・担当職員等は、地域の自治会自主防災組織等の協力が得られるように努める。</li> </ul>
<p>2-3 関係機関の措置等</p>	
<p>措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。</li> <li>・警察署は、主要避難経路のうち警察計画で交通規制及び警備を実施する。また、避難車両の誘導を実施する。（状況により自衛隊先導を依頼する。）</li> <li>・消防署等には、避難の支援を実施させる。</li> <li>・他市町村への避難が予想されるため、移動場所・手段・経路・誘導要領について事前調整し準備する。</li> </ul>
<p>連絡調整先</p>	<p>警察署： 消防本部署： 陸上自衛隊：</p>
<p>3 事態等の特性で留意すべき事項</p>	
<p>事態の特性 （除染の必要性、地域、時期等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルの弾の種類、着弾場所の収集</li> <li>・着弾後は弾道ミサイルの破片効果による殺傷及び爆風による物の飛散屋根等の破壊</li> <li>・昼間土日祝であれば町民以外の滞在者が平常より多く存在</li> <li>・気象地形により、拡散方向に影響あり</li> </ul>
<p>4 避難住民の誘導に関する事項</p>	
<p>職員の配置場所 人数(基準)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣する職員は、経路上の要点、避難所等とし細部は別に定める。</li> <li>・主要な交差点1名、避難場所2名</li> </ul>
<p>避難行動要支援者の避難誘導方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム入居者 同施設の車両を使用し「〇〇ホーム」へ避難させる。</li> <li>・要避難地域内の居宅者 家族同行のもと車両等により避難所へ避難させる。家族による避難が困難な場合は町が自治会等に支援を依頼する。</li> </ul>
<p>連絡・調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府と町との連絡要領(通常の担当者との連絡と同様)</li> <li>・状況が変化した場合は調整の上認識を合わせて変更</li> <li>・対策本部設置場所:町役場</li> </ul>

<p>現地連絡調整所の設置</p>	<p>関係機関の情報を共有し、現場における事態の変化を迅速に対応できるよう現地連絡調整所を設置する。なお、現地連絡調整所に配置している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。また、定時または随時の会合を開き、関係機関の活動内容の調整・確認を行う。</p> <p>・現地連絡調整所設置場所：</p>
<p>避難住民誘導に当たっての留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、登録制メール等の手段を活用し、住民へのミサイル関連情報の伝達に努める。</li> <li>・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、住民の誘導等を実施する。</li> <li>・市民以外の滞在者についても避難誘導について、事業所、店舗等に対して協力を依頼する。</li> <li>・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行い避難させる。</li> <li>・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ul>
<p>職員の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導を行う町職員等に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や府からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関と現場での情報共有や調整を行う。</li> <li>・事態が沈静化していない地域や、NBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に避難誘導を要請する。</li> <li>・誘導を行う町職員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。</li> </ul>
<p><b>5 情報伝達</b></p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車、防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</li> <li>・自治会長、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し要配慮者への伝達を行う。</li> <li>・報道関係者に対し避難実施要領の内容について情報提供する。</li> <li>・避難行動要支援者等については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。</li> <li>・外国人に対しては、国際交流協会やボランティア等に協力を求め、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。</li> </ul>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>町内の各機関及び団体等</p>
<p>職員間の連絡手段</p>	<p>電話番号一覧表による。</p>
<p><b>6 緊急時の連絡先</b></p>	
<p>豊能町 国民保護／緊急対処 事態対策本部</p>	<p>電話：072-739-3415 FAX：072-739-1980</p>